

# 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案

宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、国の責務を定めるとともに、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度を設け、あわせて、衛星リモートセンシング記録保有者の義務、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定、内閣総理大臣による監督その他の衛星リモートセンシング記録の取扱いに関し必要な事項を定める。

## 法律案の概要

### (1) 衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可等

- 国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者は、衛星リモートセンシング装置ごとに許可を受けなければならない。  
(第4条)
- 衛星リモートセンシング装置使用者に対して、不正使用防止措置、申請受信設備以外の使用禁止、申請軌道以外での機能停止、使用終了時の措置等の義務を課す。  
(第8条, 第9条, 第10条, 第11条, 第15条)

### (2) 衛星リモートセンシング記録の取扱いに関する規制

- 衛星リモートセンシング記録保有者は、(3)の認定を受けた者、特定取扱機関に適正な方法により行う場合等を除き、当該衛星リモートセンシング記録を提供してはならない。  
(第18条)
- 内閣総理大臣は、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれがあると認める十分な理由があるときは、範囲及び期間を定めて、記録の提供の禁止を命ずることができる。  
(第19条)
- 衛星リモートセンシング記録保有者に対して、衛星リモートセンシング記録の安全管理措置を講ずる義務を課す。  
(第20条)

### (3) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定

- 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者は、記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣総理大臣の認定を受けることができる。  
(第21条)

### (4) 内閣総理大臣による監督

- 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者、衛星リモートセンシング記録保有者に対し、必要に応じて、立入検査や指導・勧告、是正命令等を行う。  
(第27条, 第28条, 第29条)

## その他

- 施行期日: 公布後1年以内の政令で定める日とする。ただし、事業者からの許可申請等は公布後9ヶ月以内の政令で定める日から可能とする。  
(附則第1条)
- 経過措置: 施行の際現に使用されている人工衛星に搭載された衛星リモートセンシング装置の使用については一部規定を適用しない。  
(附則第3条)

# 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律

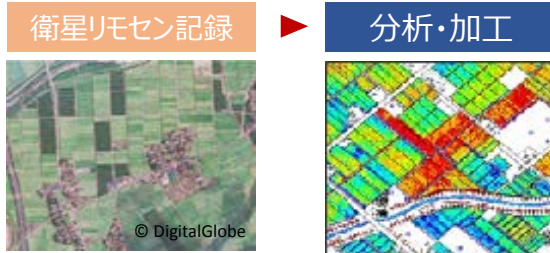
宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度を設けるとともに、国の責務、衛星リモートセンシング記録保有者の義務、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定、内閣総理大臣による監督その他の衛星リモートセンシング記録の取扱いに関し必要な事項を定める。

## 1. 法律案の背景・必要性

### (背景1) 衛星リモセン記録とは



- 『衛星リモセン記録』とは、人工衛星に搭載したセンサーにより地球表面を観測し、記録したもの。
- 衛星リモセン記録からは様々な情報が得られるため、農業、防災・減災、鉱物資源、社会インフラ整備・維持等の分野で新産業・新サービスが創出されることが期待。

(例)リモセン記録から米の生育状況を把握



### (背景2) 衛星リモセン記録の利用拡大

- 高分解能化(空間・時間)、衛星の小型化による低コスト化、動画対応等が近年急速に進展し、我が国においても、衛星リモセン記録の利用が急速に拡大する見込み。
- 世界の衛星リモセン記録の市場規模(2013年時点で1500億円程度)は今後10年間で数倍に拡大する見込み。

海外の衛星	我が国の衛星	
WorldView-3	ASNARO-1	ALOS-2
		
出典: Digital Globe社	出典: 経済産業省	出典: JAXA
光学衛星(米国) 分解能0.31m(白黒) 1.24m(カラー)	光学衛星(日) 分解能0.5m(白黒) 2m(カラー)	レーダー衛星(日) 分解能:3m

### 法案の必要性

- 衛星リモセン装置(センサー等)を持つ諸外国では、衛星リモセン記録が悪用の懸念のある国や国際テロリスト等の手に渡らないよう管理するための法制度を整備済み(米独仏加の4ヶ国。英西で検討中。)
- 我が国においても、民間事業者による衛星リモセン記録の利用拡大を踏まえ、当該記録等の悪用を防ぐルールが必要。
- 衛星リモセン記録を利用する新産業・新サービスの振興のための制度的インフラとしても重要。
- 事業者が遵守すべき基準・ルールの事前明確化により、事業リスクを低減し、予見可能性を向上に資する。

## 2. 法律案の概要

1. 衛星リモセン装置の使用を許可制とし、不正使用防止措置、申請受信設備以外での使用禁止、申請軌道以外での停止、使用終了時の措置等の義務を課す。
2. 衛星リモセン記録保有者は、3. の認定を受けた者、特定取扱機関に適正な方法により行う場合等を除き、衛星リモセン記録を提供してはならない。
3. 衛星リモセン記録を取り扱う者は、記録の区分に従い、記録を適正に取り扱うことができる旨の内閣総理大臣の認定を受けることができる。
4. 内閣総理大臣は、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれがあると認める十分な理由があるときは、範囲及び期間を定めて、衛星リモセン記録の提供の禁止を命ずることができる。

### 【制度のイメージ】

